

いま年間購読をお申し込みの
皆さんに最新号(2022年12月号)を
無料贈呈させていただきます!!

経理の仕事って幅広い!

経理 WOMAN の仕事は本当に幅が広いもの。本来の仕事である
経理業務だけでなく、総務・人事・社会保険と種々様々です。
しかも、それらの事務は、ミスが出たとき「ゴメンナサイ」では
済まされません。

経理のレベルアップを 図りませんか?

いろいろな知識が必要とされる仕事。やりがいのある仕事。
そんな経理のレベルアップを目指すための専門誌が「月刊経理 WOMAN」です。
創刊から26年。全国4万人の経理ご担当者にご愛読いただいています。
あなたも「月刊経理 WOMAN」の仲間になりませんか?

でも経理って面白い!

しかし経理ほど面白い仕事はありません。仕事を通じて税金や
社会保険など、さまざまな専門知識を身につけることができます。
経理は会社のコントロールタワーなのです!

最新号(2022年12月号)ではこんな記事が掲載されています!

■特集■

無駄な税金を減らし 手元資金を増やす!!

決算3ヵ月前にできる 「節税対策」あの手この手

■特別付録■

令和4年版 「年末調整まるかじり」

■2022年12月号のその他の掲載記事■

- 「有給休暇」をめぐる8つの勘違い—労務担当者はここに注意しよう!!
- 経理担当者が知っておくべき「寄附金税制」の基本知識
- そろそろ始まる「コロナ融資の返済」に際して経理が心掛けるべきこと
- 「労働災害」と「労災保険」のことが分かるQ&A
- 年末・年始に絶対お薦めの「CINEMA」決め打ち12本
- 有名人が語る「わたしの金銭哲学」(TARAKOさん)

●創刊:1996年4月 ●体裁:A5判、縦組、116ページ ●発行日:毎月20日
●年間購読料:11,100円(12冊分/1冊当たり925円/税・送料込)



経理ご担当者様へのご案内

街路樹も葉を落とし、秋の深まりを感じる季節となりました。皆さん、こんにちは。

「月刊経理 WOMAN」編集部の横田麻美です。皆さん毎日経理のお仕事で忙しくされていることと思います。実は私の母も中小企業で経理の仕事をしていたので、その忙しさはよく分かります。経理事務はもちろんのこと、社会保険の手続きから給与計算まで、中小企業の経理担当者は大変ですよね。

そんな皆さんに絶対オススメの雑誌が、「月刊経理 WOMAN」です。税務・社会保険の法定事務はもちろん、経理担当者が知っておきたい実務知識をどこよりも分かりやすく解説しています。さらに有名人の「金銭哲学」や映画情報、オススメ本など、楽しく読める記事も満載! この機会にぜひ読んでみてくださいね!!(もちろん男性の経理ご担当者にもお役立ていただけます)



OPEN

「月刊経理WOMAN」2022年12月号には こんな記事が掲載されています!

皆さん、こんにちは。編集長の天野恵実子です。今回のDMをご覧いただきありがとうございます。本誌「月刊経理WOMAN」の創刊は今から26年前の1996年4月のことです。以前私は別な出版社で経理・税務の雑誌を編集していたのですが、「経理や税金の記事は難しいなあ…」「もう少しビギナー経理でも理解できるようにやさしく解説できないのかなあ…」と常々疑問に思っていました。そこで税務や社会保険についてビギナーの経理・税務・総務担当の方でも理解できるよう、できるだけ分かりやすく解説することをコンセプトに創刊されたのが「月刊経理WOMAN」なのです。創刊当時は、難しい専門的な知識を分かりやすく執筆いただける税理士・社会保険労務士・弁護士の先生方を必死に探したものでした。そして創刊からあっという間に26年が過ぎましたが、おかげさまで現在、全国4万人の経理総務ご担当者にご愛読をいただいているです。

さて、その「月刊経理WOMAN」2022年12月号の特集企画では、「決算3ヵ月前にできる『節税対策』あの手この手」を掲載しています。会社が事業を行ない、その結果として利益が出れば税金を払うのは当然のことです。しかし、その一方で「できるだけ税金を減らしたい」と考えるのも人情でしょう。少しでも支払う税金が減れば、それだけ会社の資金繰りは楽になります。脱税は論外ですが、正しい節税を行なうべき理由はそこにはあります。そして会計や税金の知識のない社長に節税策をアドバイスするのは、経理担当者の務めもあります。**12月号の特集では、節税のための基本知識から、決算直前にできる節税対策までを多角的に解説しています。**



特集 無駄な税金を減らし 手元資金を増やす!!

決算3ヵ月前にできる 「節税対策」あの手この手

節税には「良い節税」と「悪い節税」があることをご存じでしょうか? 一番「良い節税」は、「税金が減って、会社のお金が出ていかない節税」ですが、そんな便利な方法は残念ながら数多くありませんし、また、お金が出ていくから

すべて一概に「悪い節税」というわけでもありません。

本特集では、決算前にできる節税を「税金は減るが、同時に会社のお金も出していく節税」「会社のお金は出でていって、税金は繰り延べられるだけの節税」「会社のお金は出でていかないが、税金が繰り延べられるだけの節税」「税金が減って、しかも会社のお金も出でていかない節税」の4つのパターンに分けて徹底解説しました。ぜひ参考にしてください!!



別冊付録 令和4年版「年末調整まるかじり」

今年も年末調整の時期がやってきました。令和4年の年末調整ではそれほど大幅な改正はありませんが、令和5年分から適用される、非居住者である扶養親族にかかる扶養控除の範囲の変更や住宅ローン控除の改正等には留意が必要です。また、今年の年末調整から、例年送付されていた「年末調整のしかた」「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」等に代わって、年末調整のお知らせのリーフレットが届きます。**本付録では年末調整の基本知識から今年の改正ポイントまでをビギナーにも分かるようにレクチャーしています。**ぜひお役立てください!



2022年12月号のオススメ記事①

交際費とどう違う？ 捐金算入の限度額はどうなる？

経理担当者が知っておくべき「寄附金税制」の基本知識

震災などの義援金として会社から地方自治体などに寄附をすることがあります。また、地元の神社の祭礼などで会社から寄進を行なうこともあるでしょう。こうした場合の経費処理については経理担当者としても悩むところです。ここでは交際費等との違いや損金算入額の計算方法など、経理担当者として知っておきたい「寄附金税制」の基本知識をレクチャーします。

◎この記事で理解できること…そもそも寄附金とはどういう性格の支出なのか／法人税法における「寄附金」とは／上記の寄附金の損金算入額はどうなる／上記以外の寄附金の損金算入額はどうなる／個人が寄附を行なった場合の寄附金控除について／その他



2022年12月号のオススメ記事②

トラブルが発生してから気づいても遅い!!

「有給休暇」をめぐる8つの勘違いー労務担当者はここに注意しよう!!

皆さんもご存じのとおり、有給休暇は労基法で定められた従業員の権利です。しかし、有給休暇の取得をめぐっては労務トラブルが後を絶たないのも現実です。その背景には、従業員側の権利意識の高まりや労務担当者の知識不足などがあります。ここでは有給休暇の取得に関連してありがちな「勘違い」をご紹介します。労務トラブルにつながらないためにも正しい知識を理解しておきましょう。

◎この記事で理解できること…有給休暇は社員から請求がなければ与える必要はない？／半日単位や1時間単位での取得は認めなくてもよい？／当日に有給休暇の取得の申出があった場合は拒否できない？／「有給の届出は1週間前までに」という社内規則は違法？／「年次有給休暇の5日義務化」は中小企業には関係ない？／「年次有給休暇の5日義務化」は管理職には適用されない？／消化しきれなかった年休の分の賃金を支払って買い上げることはできない？／年次有給休暇の利用目的により、その取得を制限することはできない？／その他



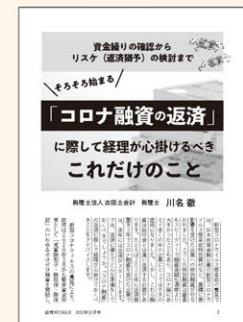
2022年12月号のオススメ記事③

資金繰りの確認からリスク(返済猶予)の検討まで

そろそろ始まる「コロナ融資の返済」に際して経理が心掛けるべきこと

新型コロナウイルス感染症の蔓延では、日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付など、業績に悪影響を受けた企業への特別融資が行なわれました。これら融資は給付金とは違い返済する必要があります。たとえば2020年に返済据置き3年でコロナ融資を受けた企業では、来年には返済がスタートします。では、返済に備えてどんな準備をしておくべきでしょうか。ここでは「コロナ融資」の返済に際して経理が心掛けておくべきことをアドバイスします。

◎この記事で理解できること…コロナ禍で特別融資を受けた企業が多かったことについて／そろそろ返済が始まる企業が多いことについて／「コロナ融資」の返済に際して心掛けるべきことは／資金繰りの確認／借換の検討／返済方法の変更の依頼／リスク(返済猶予)の検討／その他



2022年12月号のオススメ記事④

労災として認定されるケースから保険制度のしくみまで

「労働災害」と「労災保険」のことが分かるQ&A

「労災保険」は、業務上や通勤途上において労働者が怪我をしたり、病気にかかったり、あるいは不幸にも死亡したときに、労働者やその家族に対して保険給付を行なう制度です。皆さんも「労災保険」という言葉は耳慣れていると思いますが、ただ一般には労災が適用となるケースが頻繁に起きるわけではないので、「労災保険」の制度についてあまり詳しくない人が多いのではないかでしょうか。ここでは、どんなケースが「労働災害」に当たるのか、そして「労災保険」はどんなしくみになっているのか等について、専門家が分かりやすく解説します。

◎この記事で理解できること…そもそも「労働災害」とはどういうものか／「労働災害」と認められないのは例えどんなケースか／「労災保険」のしくみ／「労災保険」で補償される範囲／「労働災害」にあったときの申請方法／経営者や役員が「労災保険」に加入する方法／その他



「月刊経理WOMAN」の ここがオススメです!!

「月刊経理WOMAN」の最大の特長は「難しい専門知識をビギナーの実務担当者にも理解できるように解説している」ところにあります。執筆者の先生のなかには、やたらに難解な表現で原稿を書いてくる方もいるのですが、当然、そのまま掲載することはしません。何度も書き直しをお願いして、これなら「月刊経理WOMAN」に掲載してもOKという内容にならない限り記事を掲載しません。そんな「月刊経理WOMAN」ですが、ほかにも以下のようなオススメポイントがあります。



経理税務だけでなく 社会保険・総務・人事関連の企画も 豊富に掲載しています!

本誌は中小企業の経理担当者を意識して企画編集しています。皆さんもご存知のとおり中小企業の経理担当者は、経理の仕事だけをやっているわけではありません。多くの場合、社会保険事務から給与計算、採用関係、場合によっては登記手続きまで幅広い仕事をこなしています。本誌では、経理・税務だけでなく社会保険や労務関係、そしてビジネスマナーまで幅広く記事を掲載しています。



冒頭の連載記事「今月の事務」では、 毎月の法定事務や 税制改正情報などを掲載しています!

本誌の巻頭には、連載企画として「今月の事務」が掲載されています。本連載では税理士と社会保険労務士が毎月の法定事務や、その他気をつけたい事務手続きについて分かりやすく解説しています。また、そのときどきで押さえておきたい法改正情報も、その都度取り上げてご紹介しています。毎月の事務の指針としてご活用ください。



毎年12月号には別冊付録として 「年末調整まるかじり」が付いています!

経理担当者にとって最大の“イベント”が年末調整です。令和4年の年末調整ではそれほど大幅な改正はありませんが、令和5年分から適用される、非居住者である扶養親族にかかる扶養控除の範囲の変更や住宅ローン控除の改正等には留意が必要です。

本誌には毎年12月号に特別付録として「年末調整まるかじり」が付いています。本付録では、年末調整の基本知識からその年の改正ポイントまでをビギナーにも分かるようにレクチャーします。

ぜひお役立てください!



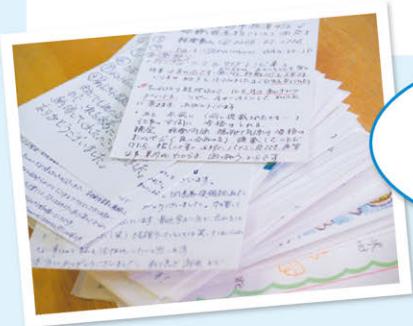
お堅いだけの雑誌ではありません。 楽しく読める記事も掲載しています!

経理や税務の雑誌というとお堅いイメージがありますよね。でも「月刊経理WOMAN」は違います! 有名人にお金にまつわるエピソードや信念などを語ってもらう「わたしの金銭哲学」は、本誌独自のインタビュー記事です。毎号、スポーツ選手やタレントなど有名人がお金にまつわる失敗談等を披露します。

ほかにも、映画情報や書籍情報などを掲載。また巻末の投稿欄「経理WOMANの井戸端会議室」も同じ経理担当の立場として共感できる内容になっています。



編集部には、
毎月、読者の皆さんからの
熱いメッセージが届きます。本誌に対する感想や「あの記事が役に立った」「こんな企画を取り上げて」といった内容も多く、読者の皆さんには感謝あるのみです!!



研修出版はこんな会社です！

株式会社研修出版の創業は平成元年。設立から34年が経過します。創業以来、実務書の出版社として「仕事に役立つ情報をどこよりも分かりやすく発信し、広く社会に貢献する」ことをポリシーとしてきました。今回紹介する「月刊経理 WOMAN」は1996年の創刊です。「難しい実務知識を、難しく解説するのは誰でもできる」「難しい実務知識を、どこよりも分かりやすく解説するのが本誌の務め」というのが創刊以来の編集ポリシーです。編集スタッフの合言葉は「日々黙々花が咲こうと咲くまいと」。これからも皆さまのお役に立てる雑誌作りに邁進していきます！

編集者は全員女性です。
経理WOMAN編集部。



経理・税務の知識を身に付けたい人には絶対オススメの月刊誌。

はじめまして。税理士の伊藤俊一です。「月刊経理WOMAN」さんとの付き合いは、編集部から原稿依頼を受けた7年前にスタートしました。そのときは「雇用促進税制」について執筆を依頼されたのですが、編集の方の依頼内容がとても細かくてびっくりしたのを覚えています。私は他の税務関係の雑誌にもときどき記事を執筆しているのですが、だいたいは執筆依頼書を送ってきて、そこに書かれている項目に沿って執筆すればOKで、とくに細かく注文されることはありません。税務の記事は難解なのが当然という意識もあるのかもしれません。しかし、「月刊経理WOMAN」さんの場合は編集者の方が事務所まで来られて、雑誌のコンセプトや想定している読者対象などについて詳しく説明され、「難しい表現は避けてください。ビギナー経理にも理解できるように解説してください」と念を押されました。そして出来上がった原稿についても「ここが分かりにくいので書き直しを…」とゲラ刷りの段階でのやりとりが何度も続きました。面倒だなあ…という気持ちの反面、読者のことをとても大切にしている雑誌だなあと好感を持ちました。それ以来、本誌では「相続税法の改正」や「税務調査関連」の原稿を執筆しましたが、編集部に鍛えられて(笑)、文章力も身に付いたように思います。経理・税務の知識を分かりやすく解説してくれる書籍を探していらっしゃる方には絶対オススメの月刊誌です。



税理士 伊藤俊一

幅広い実務知識を勉強できる良質の月刊誌。

「月刊経理WOMAN」さんには何度か記事を書かせていただいています。最初は社会保険の手続きについて解説したと思いますが、「経理」の専門誌なのに社会保険の記事を掲載するの?と疑問に思ったものです。その疑問も、最初に編集者の方と打ち合わせをして説明を受けたことで納得しました。その女性編集者の説明は以下のとおりでした。本誌は中小企業の初級の経理担当者を対象にしていること。中小企業では多くの場合、大企業のように経理部門が独立しているわけではないこと。経理といっても人事・総務的な仕事や採用関連まで幅広く担当しているケースが多いこと……。たしかにいただいた本誌に目を通してみると経理や税務の記事だけでなく、社会保険から採用関連、取締役議事録の作成方法、登記簿謄本の読み方まで、内容がじつに幅広い。なるほど、これならオールラウンドプレーヤー的な立場の中小企業の実務担当者にはぴったりだなあと得心しました。本誌で幅広い実務の基本知識を身に付けて、もっと専門的に知りたい、深い知識を身に付けたいという場合は、顧問税理士や社会保険労務士の先生にアドバイスを受ければよいのではないでしょうか。幅広い実務知識を勉強できる良質の月刊誌だと思います。



社会保険労務士 笹島敏邦

私にとってはかけがえのない愛読誌です。

経理歴10年以上になりますが、毎月の仕事にいつも参考にさせていただいています。経理課に配属された当初から購読していますが、最新の税制に関する情報から、初心者向けの記事まで、内容が多岐にわたって分かりやすく解説されているので、とても読みやすく理解しやすいです。とくに「仕訳ワンポイントレッスン」や「初心者E子の実務レッスン講座」は、日頃当たり前に行なっている業務を改めて考える機会になり、毎回新たな発見があります。また、本誌の冒頭の連載企画である「今月の事務チェックポイント」は、毎月雑誌が届くとまず最初に目を通す記事です。というのも当月にやるべき経理・税務・社会保険・労務の法定事務の内容や手続きの仕方が分かりやすく解説されているからです。「経理WOMAN」と女性向けのタイトルですが、部署内で回観し男性も読んでいます。その他、映画の紹介(今月のシネマ 決めうちこの1本)や書籍紹介(お気に入りのこの1冊)、読者投稿(経理WOMANの井戸端会議室)なども息抜きにぴったりです。経理スキルの浅かった私にとって、現在はかけがえのない愛読誌となっています。



株式会社北川商事 経理課
清田 寧

お申込みは以下のいずれかの方法でどうぞ!!

0120-458934

FAX 0120-458937

受付時間：10時～15時（祝日を除く月曜～金曜）

FAXの場合は下記のフォームをご利用ください。

Web www.kens-p.co.jp

24時間受付しております。

年間ご購読お申込書

お申込者ご住所

送付先が上記住所と違う場合はこちらへご記入ください。

〒

ご自宅・ご勤務先 ※どちらかに○印をお付けください。

会社名・部署名

お電話番号

()

ご担当者名

メールアドレス

ご購読期間をお選びください

（いずれかに□印をお付けください。）

安心1 お支払いは月刊誌が届いてからの後払いです。

安心2 中途解約も可能です。

その場合は精算のうえ、ご返金申し上げます。

1年（12冊）…………… 11,100円（税・送料込／1冊当たり925円）

2年（24冊）…………… 19,980円（税・送料込／1冊当たり833円）

3年（36冊）…………… 25,600円（税・送料込／1冊当たり712円）

▶バックナンバーご購入お申込書

*ご希望の号に□印をお付けください。1部980円（税・送料込）です。
*詳細や他の号の内容はホームページでご確認いただけます。



2022年11月号
いますぐ着手すべき
「就業規則」の見直し
ポイント



2022年10月号
最新版「税務調査」に
みるみる強くなる
19Q19A



2022年9月号
「福利厚生費」の税務に
強くなる3時間セミナー



2022年8月号
どこよりも分かりやすい
「改正電子帳簿保存法」
まるかじり



2022年7月号
もう一度おさらいして
おきたい「棚卸資産」の
税務知識



2022年6月号
「中小会計要領」のことが
理解できる3時間セミナー



2022年5月号
「役員退職金」の税務が
すらすら理解できるQ&A



2022年4月号
焦付きを出さないための
「売掛金管理・回収」虎の巻



2022年3月号
「得する助成金・補助金」
活用マニュアル



2022年2月号
「賢い決算対策」と
「ダメな決算対策」の大研究



2021年12月号
固定費の「たな卸」
一ズバリここが着眼点だ!!



2021年11月号
知らないと損をする
「中小企業税制」の最新情報



キリトリ線
（ここで切り取ってからFAXしてください）